平成２２年（フ）第１１２９号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目５番75―108号
債務者　今前田　悟
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４６号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番１号　広田ハイツ402号
債務者　鈴木　純一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７７号
札幌市豊平区平岸２条18丁目１番30―401号
債務者　福田　　成
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１９３号
札幌市西区琴似３条３丁目１番51号　ノースリバー101号
債務者　米山　　学
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１３号
札幌市手稲区前田１条12丁目４番26号、住民票上の住所札幌市東区北23条東12丁目２番10―306号
債務者　芝木　浩平
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２５１号
札幌市中央区北７条西22丁目３番21―101号
債務者　佐藤　亮太
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８２号
札幌市清田区平岡３条１丁目17番３号　第２村西マンションヨン
債務者　佐藤　和則
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１号
福島県会津若松市中央３丁目９番25号　スターハイツ35号、前住所福島県会津若松市扇町８番地
債務者　齋藤　妙子（旧姓星）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
群馬県前橋市小相木町375番地２　梅山ハイツ106号
債務者　桑原　由美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２１３号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字岩井242番地３
債務者　石戸　秀樹
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２３７号
群馬県北群馬郡榛東村大字長岡539番地１　ロイヤルハイツ大信203号
債務者　越谷うめ子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２４５号
群馬県伊勢崎市羽黒町３番地13
債務者　酒井　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１号
群馬県前橋市下新田町507番地３
債務者　新井絵里香
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１４０号
群馬県高崎市棟高町1277番地１
債務者　早川　克巳
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１４２号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷266番地１
債務者　中別府光子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７２号
埼玉県熊谷市妻沼449番地　メゾン中島Ｃ棟２号
債務者　瀧澤　　昇
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７６号
埼玉県熊谷市妻沼台51番地４
債務者　鈴木　直継
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部